

## 鳥取県高等学校体育連盟 旅費支給基準

鳥取県高等学校体育連盟関係業務については、以下の旅費基準により支給する。

### 1 交通費

- (1) 出発駅から目的地までの（最寄りのJR駅）JR料金を支給する。（業務を円滑に行うため、次の必要経費を支給する）
  - (ア) 普通旅客運賃
  - (イ) 特急料金
  - (ウ) 最寄り駅が私鉄駅であった場合は、その分支給する。
- (2) 次の場合は、航空料金と目的地までの交通費を支給する。
  - (ア) 目的地が関東以東、または沖縄の場合
  - (イ) 用務が急を要する場合
  - (ウ) 航空運賃は実費分の支給とする（領収書を調書に貼付する事）
- (3) 業務の利便性等の理由により、私有自動車による移動の場合は、1kmにつき25円の定額を支給する。ただし、県外の場合はこれを認めない。尚、1km未満の距離に関しては切り捨てて処理する。
- (4) 現地での移動等が多く、用務期間内に多額の経費が必要な場合それを補填する

### 2 宿泊費

- (1) 鳥取県旅費に関する条例に定める宿泊費に準じて支給する。（領収書を調書に貼付すること）
- (2) 全国総体等、宿泊料金が設定され上記宿泊金額を超える場合はその料金を支給する。

### 3 宿泊手当

宿泊を伴う旅行について1夜につき2,400円を支給。

※夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費について支給

※宿泊費に夕食又は朝食代が含まれる場合は調整

（夕朝食を含む場合：定額の3分の1の額を支給、夕朝食のいずれかが含まれている場合：定額の3分の2の額を支給）

※日当、食卓料は廃止

### 4 専門委員長会議旅費高体連事務局補助基準

上記1、2、3による支給。

### 5 その他鳥取県の旅費規程に準ずるものとする。

以前から平成17年3月31日

平成18年 7月 1日 一部改定

平成19年 5月 1日 一部改定

平成22年 4月21日 全面改定

令和 7年 4月30日 全面改定

令和 8年 4月28日 一部改定

資料 R8.4.1～内国旅行時の宿泊費基準額（一般職）

宿泊地	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円

宿泊地	宿泊費基準額 (1夜につき)
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円